

# 「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」の公表について

ASBJ 専門研究員 やまだ てつや  
山田 哲也

## 1 はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2018年8月30日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表している（コメント募集期限：2018年11月30日）。意見募集文書は、金融商品会計にかかわる我が国の会計基準の新たな開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握することを目的としており、そのための具体的な質問項目が設けられている。

本稿では、意見募集文書の公表の経緯及びその内容についてご紹介する。なお、特段の記載がない限り、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

## 2 意見募集文書の公表の経緯

### (1) ASBJ 中期運用方針（2016年8月公表）における記載

2016年8月にASBJが公表した中期運営方

針（以下「中期運営方針」という。）においては、ASBJの活動の基本的な方針として、「我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るためには、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図るとともに、国際的な会計基準の質を高めることに貢献すべく意見発信を行っていく必要がある」と考えられる。当委員会では、これまでこのような目的を達成するための取組みを行っており、今後も継続する所存である。」と掲げている。

また、当該方針に基づき、日本基準の開発に関する方針として、「会計基準は金融資本市場の重要なインフラであり、投資家の意思決定に資する有用な財務情報を提供するためには、我が国の市場で用いられる会計基準が高品質であることが必要であると考えられ、また、日本基準と国際的な会計基準との間の整合性を図ることにより、財務情報の比較可能性を高めることも必要であると考えられる。」と掲げている。

そして、中期運営方針では、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの1つとして、金融商品に関する会計基準を挙げている。その理由としては、金融商品に関する会計基準は、特に金融機関に大きな影響を与えるものであるが、すべての企業に適用される基幹

となる会計基準であり、国際的な整合性を図る必要性が高い項目であると考えられるためであるとしている。

## (2) 我が国及び国際的な金融商品に関する会計基準の動向

我が国の金融商品の会計基準は、企業会計審議会により、1999年1月に「金融商品に係る会計基準」が設定され、その後、2006年に企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」としてASBJに移管されているが、設定以来、抜本的な改正は行われていない。

一方、国際的な会計基準の動向としては、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、金融商品会計の複雑性を低減するため、また世界的な金融危機の際における減損の認識への批判（Too Little Too Late等）に対応するために、金融商品会計改訂プロジェクトを進めてきた。

IASBは、2009年11月から2014年7月にかけて、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」に関する規定の大幅な改訂を含む国際財務報告基準（IFRS）第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）を公表している。また、FASBも、2016年1月から2017年8月に、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」に関する規定の改正を行っている。

## (3) 金融商品会計基準の改正の意義及び意見募集文書の公表

意見募集文書では、金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えているとし、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得ると考え

ているとしている。

しかしながら、金融商品会計について国際的に整合性を図るうえでは、約20年ぶりの抜本的な改正となるため、我が国の企業において多くの適用上の課題が生じることが想定されるとし、金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するため、意見募集文書を公表するに至ったとしている。

### 3 プロジェクトにおいて検討する範囲

金融商品会計の主な分野としては、①「金融商品の分類及び測定」、②「金融資産の減損」、③「ヘッジ会計」及び④「金融商品の認識の中止」がある。

意見募集文書では、このうち①、②及び③については、IFRSと米国会計基準で内容が異なるものの、金融機関のみならず、我が国の企業において重要な影響を与える可能性がある分野であり、いずれも国際的に整合性を図る場合にプロジェクトの検討範囲に含めることが考えられるとしている。特に、②については、IFRSと米国会計基準の双方で予想信用損失モデルが導入されることを踏まえると、国際的な整合性を図るうえでは、重要な分野になるものと考えられるとしている。

一方、④については、特別目的事業体の連結範囲と密接に関連する論点であり、将来的に、連結範囲の定めを国際的に整合性のあるものとするか否かを検討する際にあわせて検討することが適当と考えられるとし、今回のプロジェクトの範囲には含まれていない。

また、これらの3つの分野を念頭に置く場合には、これらの3つの分野についてどのように優先順位をつけるかについても検討する必要がある

あるとしている。

## 4

### その他の関連する事項（開発する会計基準の内容）

#### (1) IFRS と米国会計基準

我が国の会計基準は、歴史的には、IFRS と米国会計基準の双方を対象として整合性を図ってきたが、2007 年に IASB とともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRS を国際的に整合性を図る対象としてきている。

意見募集文書では、国際的に整合性を図ることを検討する場合、これまでの経緯を踏まえると、まず IFRS がその対象となると考えられるとする一方で、IFRS と米国会計基準が異なる点については、米国会計基準の取扱いも参考にすべきと考えられるとしており、IFRS と米国会計基準の異同及び想定される適用上の課題について整理している。

#### (2) 国際的な会計基準との整合性を図る程度

国際的な会計基準との整合性を図る観点から会計基準の開発をこれまで行ってきた際、その整合性を図る程度は、例えば、2018 年 3 月に公表された企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」のように IFRS の規定を基本的にそのまま取り入れているものから、会計基準に準拠することにより得られる財務情報が、投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異なる程度に開発したものまで、様々となっている。

意見募集文書では、仮に会計基準の開発に着手した場合には、国際的な会計基準との整合性を図る程度についても開発過程で検討されることになるとしている。

#### (3) 連結財務諸表と個別財務諸表上の取扱い

ASBJ において、これまでに開発してきた会

計基準では、基本的に連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めてきている。

しかしながら、意見募集文書では、個別財務諸表は関連諸法規等の利害調整に関係することが連結財務諸表よりも多いと考えられること、及び連結子会社等における負担が生じること等が考えられるとして、仮に会計基準の開発に着手した場合には、連結財務諸表と個別財務諸表において同一の会計処理を定めるか否かについても開発過程で検討されることになるとしている。

## 5

### 具体的な質問項目

意見募集文書では、7つの具体的な質問項目が設けられている。

#### 7つの質問項目の一覧

質問 1	回答者の属性
質問 2	金融商品会計基準の改正の意義
質問 3	プロジェクトにおいて検討する範囲
質問 4	その他の関連する事項
質問 5	識別された論点及び適用上の課題
質問 6	開示
質問 7	その他

#### (1) 金融商品会計基準の改正の意義に関する質問【質問 2】

意見募集文書では、前述のとおり、ASBJ が考える金融商品会計基準の改正の意義として、金融商品に関する会計基準の開発に着手することは我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得るとし、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることとなり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得るとしている。この点についてどのような意見がある

か、質問している。

(2) プロジェクトにおいて検討する範囲に関する質問【質問3】

意見募集文書では、今回のプロジェクトにおいて検討する範囲として、「金融商品の分類及び測定」、「金融資産の減損」及び「ヘッジ会計」の3つの分野が念頭に置かれている。これらの分野についてどのように優先順位をつけるか等についてどのような意見があるか、質問している。

(3) その他の関連する事項に関する質問【質問4】

意見募集文書では、会計基準の開発に着手した場合にその開発過程で検討されることとなる、下記の事項を参考として示している。

- 仮に国際的な整合性を図る場合、優先的にIFRSと整合性を図るか、又は米国会計基準についても検討対象とするか。
- 国際的な会計基準との整合性を図る程度について、国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れるものとするか、又は会計基準に準拠することにより得られる財務諸表が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異なる程度とするか。
- 連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要があるか。

これらの点について、どのような意見があるか、質問している。

(4) 識別された論点及び適用上の課題に関する質問【質問5】

意見募集文書の別紙「IFRS及び米国会計基準について識別している適用上の課題」では、IFRS第9号又は米国会計基準の内容を11の項目に区分して、仮に我が国の金融商品に関する会計基準として導入した場合の論点を予備的に

に識別したうえで、適用上の課題を分析している。

11 項目の一覧
I. 金融商品の分類及び測定に関する主な項目
項目1 金融資産の分類
項目2 金融負債の分類
項目3 分類の変更
項目4 償却原価
項目5 その他の分類及び測定に係る項目
II. 金融資産の減損に関する主な項目
項目6 予想信用損失の認識
項目7 予想信用損失の測定
III. ヘッジ会計に関する主な項目
項目8 ヘッジの種類と会計処理
項目9 ヘッジ手段
項目10 ヘッジ対象
項目11 ヘッジ会計の適格要件
IV. 開示（表示及び注記事項）

これらの11の項目及び適用上の課題の分析の内容について、例えば、下記の観点からどのような意見があるか、質問している。

- 各項目における適用上の課題の分析の内容は適切か。
- 各項目について、検討すべき適用上の課題が他にないか。
- 11の項目以外にかかわる検討すべき適用上の課題がないか。
- 11の項目について検討する際、優先順位をつけるか否か。
- 検討するにあたり、金融商品の種類（例えば、株式、債券、貸付金、借入金等）ごとに優先順位をつけるか否か。

(5) 開示に関する質問【質問6】

意見募集文書では、開示（表示及び注記事項）については、採用する会計処理と関連するため、個々の会計処理を検討した後で検討することになると考えているとしている。そのような方針であるものの、現時点で開示に関する意

見がある場合には、寄せてほしいとしている。

## 6 おわりに

今後、ASBJでは、寄せられたコメントを参考にして、我が国の金融商品に関する会計基準の新たな開発に着手するか否かの検討が進められる予定となっている。